

○東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例施行規則

昭和40年10月 8 日

東大阪都市清掃施設組合規則第 1 号

改正 昭和42年 2 月 1 日規則第 1 号

昭和48年 7 月 2 日規則第 1 号

昭和50年 3 月 1 日規則第 2 号

昭和50年 8 月 1 日規則第 5 号

昭和51年 4 月 1 日規則第 1 号

昭和51年 6 月 1 日規則第 2 号

昭和52年 4 月 1 日規則第 2 号

昭和54年 4 月 2 日規則第 2 号

昭和56年 5 月 1 日規則第 1 号

昭和62年 4 月 2 日規則第 2 号

昭和63年 6 月 2 日規則第 1 号

平成元年 6 月 9 日規則第 1 号

平成 4 年 8 月 3 日規則第 3 号

平成 6 年 4 月22日規則第 2 号

平成15年 4 月17日規則第 1 号

平成16年 4 月 1 日規則第 1 号

平成19年 4 月 1 日規則第 3 号

平成20年 4 月 1 日規則第 1 号

平成20年 4 月23日規則第 2 号

平成30年 4 月 1 日規則第 2 号

令和 2 年 3 月27日規則第 3 号

令和 4 年 3 月25日規則第 2 号

令和 5 年 4 月 1 日規則第 2 号

第 1 条 この規則は、東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例（昭和40年東大阪都市清掃施設組合
条例第 2 号）の施行について必要な事項を定める。

第 2 条 事務局長は管理者の命を受け、所管の職員を指揮監督する。

第 3 条 事務局に次長を置く。

2 次長及び室長は局長を補佐し、局長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

第 4 条 事務局の事務を分掌するため次の室及び係を置き、その名称は次のとおりとする。

総務室 庶務係

広報情報係

人事給与係

管財係

管理室 環境啓発係

計量リサイクル係

業務室 業務係

技術管理係

新工場建設係

工場運転第一係

工場運転第二係

工場運転第三係

工場運転第四係

工場運転第五係

第5条 室に室長及び室次長、係に係長を置く。

2 室長及び係長は上司の命を受け、その室及び係に属する事務を掌理する。

3 室次長は上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

4 室次長を補佐させるため室に総括主幹を置くことができる。

5 係長を補佐させるために係に主任を置くことができる。

6 室に主幹又は主査を置くことができる。

第6条 室及び係の事務分掌はおおむね次のとおりとする。

総務室

庶務係

- (1) 議会に関すること。
- (2) 文書の收受及び発送並びに照会及び回答に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (5) 予算の編成及び執行計画に関すること。
- (6) 資金計画及び一時借入金に関すること。
- (7) 組合債及び補助金に関すること。
- (8) 監査事務に関すること。
- (9) 公平委員会事務に関すること。
- (10) 帳票の管理に関すること。
- (11) 他の室及び係の主管に属しないこと。

広報情報係

- (1) 広報活動の企画及び連絡調整に関すること。

- (2) 組合ウェブサイトの管理及び運用に関すること。
- (3) 広報資料の収集に関すること。
- (4) 情報公開に関すること。
- (5) 個人情報保護に関すること。
- (6) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (7) 情報システム管理及び運用に関する支援及び調整に関すること。
- (8) その他広報活動に関すること。

人事給与係

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、服務表彰その他職員の身分に関すること。
- (2) 職員の人事記録の管理に関すること。
- (3) 給与に関すること。
- (4) 共済に関すること。
- (5) 職員の健康管理の企画及び実施に関すること。
- (6) 公務災害に関すること。
- (7) 職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (8) 職員の労働安全衛生に関すること。
- (9) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。
- (10) 職員の福利厚生に関すること。

管財係

- (1) 物品の購入に関すること。
- (2) 工事及び修理の契約に関すること。
- (3) 庁舎の維持管理に関すること。
- (4) 建物及び自動車の損害共済に関すること。
- (5) 入札加盟業者選考委員会に関すること。
- (6) 公有財産の管理に関すること。
- (7) 灰処分地の確保に関すること。
- (8) 所管公用車の運行及び保守管理に関すること。

管理室

環境啓発係

- (1) 職員の技術研修に関すること。
- (2) 公害防止対策及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) 資料統計に関すること。
- (4) 廃棄物の組成分析及び大気、並びに水質等の分析に関すること。
- (5) 工場の運転計画に関すること。

- (6) 清掃思想の普及及び見学者の対応に関すること。
- (7) ごみ減量化及び資源化の推進に関すること。
- (8) 適正処理困難物の対策に関すること。
- (9) 室の庶務に関すること。

計量リサイクル係

- (1) 廃棄物・資源物の受入れ、資源化管理並びに計量に関すること。
- (2) 粗大ごみ処理施設及びペットボトル容施設の運転・保守管理に関すること。
- (3) 破砕物の運搬に関すること。
- (4) 廃棄物処理手数料の徴収事務に関すること。
- (5) 廃棄物の搬入禁止物の規制に関すること。
- (6) プラットホーム及び搬入路の全般の管理に関すること。
- (7) 場内外及び場外周辺の清掃に関すること。
- (8) 植樹の維持管理に関すること。
- (9) 施設利用者の安全指導に関すること。
- (10) 所管車両の運行及び保守管理に関すること。
- (11) 廃棄物搬入量のデータ処理に関すること。
- (12) 直接搬入者事前予約業務に関すること。

業務室

業務係

- (1) 工場設備の営繕に関すること。
- (2) 工場物品の保管及び受払いに関すること。
- (3) 灰クレーンの運転及び保守管理に関すること。
- (4) 所管車両の運行及び保守管理に関すること。
- (5) 室の庶務に関すること。

技術管理係

- (1) 工場設備の維持管理に関すること。
- (2) 工場運転の技術指導に関すること。
- (3) 建築物並びに工場設備の工事設計仕様書及び起工並びに監督に関すること。
- (4) 建築物並びに工場設備の建築及び設備物価の調査並びに積算資料の収集に関すること。
- (5) 建築物並びに工場設備工事の各年度における積算標準単価の調整に関すること。
- (6) 施設管理技術の調査研究に関すること。
- (7) 土木建設工事の設計及び施工に関すること。
- (8) 工事の中間検査並びに竣工検査に関すること。

新工場建設係

- (1) 処理施設の設計仕様書及び起工並びに監督に関すること。
- (2) 処理施設に係る委員会及び地元自治会の事務に関すること。
- (3) 処理施設に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (4) 処理施設の解体及び跡地整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理施設の建設事業に関すること。

工場運転第一係

工場運転第二係

工場運転第三係

工場運転第四係

工場運転第五係

- (1) 焼却工場の運転に関すること。
 - ア ごみ焼却施設の運転操作及び管理に関すること。
 - イ クレーンの運転操作及び管理に関すること。
 - ウ 排水処理の運転操作及び管理に関すること。
 - エ 排ガス装置の運転操作及び管理に関すること。
 - オ ボイラー及び発電設備の運転操作及び管理に関すること。
- (2) ごみ焼却施設の運転操作技術の研究に関すること。
- (3) 各種機械及び機器の清掃に関すること。
- (4) 工場設備の保守点検及び管理に関すること。

第7条 議会、会計管理者、監査委員及び公平委員会の権限に属する事項の処理については、当該任命権者が管理者と協議し、事務局の職員のうちから当該事務に従事させる。

第8条 事務局の事務処理、文書及び物品の取扱い、公文例その他については別に定めるもののほか、東大阪市の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年10月4日から適用する。

附 則（昭和42年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年7月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年8月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月2日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年5月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月2日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月9日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年8月3日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。